

○厚生労働省令第九十八号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第十一項、第四十二条の二第十項、第四十六条第八項、第四十八条第八項、第五十一条の三第九項、第五十三条第八項、第五十四条の二第十九項、第五十八条第八項及び第六十一条の三第九項の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のよう規定する。前項に規定する省令を次のように定める。
平成二十六年八月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
用等の請求に関する省令の一部を改正する省令

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求による届出を行つたものであつて同条第三項の規定による届出を行つてないものを除く。次項において同じ。」のうち、「は、当分の間」を「であつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは」に改め、「請求すること」の下に「(次条第一項及び附則第四条において「書面による請求」という。)」を加え、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。

附則第二条の次に次の二条を加える。

第三条 指定居宅サービス事業者等(電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク等による請求を行える体制を有するものを除く。以下この条において同じ。)のうち、当該指定居宅サービス事業者等において、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援に從事する専門的介護職員その他の従業者の年齢が、平成三十年三月三十一日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかるわらず、書面による請求を行うことができる。

2 前項の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。

3 第一項の規定による届出を行つた指定居宅サービス事業者その他の従業者が新たに指定居宅サービス事業者等であつて、当該指定居宅サービス事業者等において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス又は指定介護予防支援に従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出を行つた指定居宅サービス事業者等（前条第一項の規定による届出を行つたものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

第五条 前二条に規定するもののほか、第二条の規定にかかるわらず、指定居宅サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた指定居宅サービス事業者等（当該障害が生じている間に行う介護給付費等の請求

二 電子計算機の販売又はリースの事業を行つ者との間で電子情報処理組織又は磁気ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している指定居宅サービス事業者等であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気ディープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフ

三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行つている指定居宅サービス事業者等（当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等の請求

る場合には、当該届出に係る介護給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該介護給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十九号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年八月十五日

厚生労働大臣 田村 慶久

薬事法施行規則の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。
別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七五号の二十三中「五・二呪」を「八・三呪」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 慶久

同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定め部を次のように改正する。

五号から第百十八号までを二十一号ずつ繰り下げ、第一号を加える。

（メチルアゼパン—三—イル）—H—インドール—
（ピロリジン—一—イル）ヘプタン—一—オン及
ぶに次の一号を加える。

（シクロヘキシル）ピペリジン及びその塩類
号から第百号までを十八号ずつ繰り下げ、第九十四
九号（ベンチル）—H—インドール—三—カルボキサミ

第一条中第九十三号を第二百十号とし、第八十六号から第九十二号までを十七号ずつ繰り下げ、第五十号を第九十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

百一 「—(ベンゾフランー二イール) —N—メチルプロパンー二アミン及びその塩類
百二 「—(ベンゾフランー五イール) —N—メチルプロパンー二アミン及びその塩類
イル) メタノン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十八号とし、第八十三号を第九十七号とし、第八十二号を第九十六号とし、第八十一号を第九十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十五 「—(五フルオロベンチル) —H—ベンゾ「d」イミダゾールー二イール(ナフタレンー二

レンー二イール) メタノン及びその塩類

第一条中第八十号を第九十三号とし、第七十九号を第九十二号とし、第七十八号を第八十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十 「—(四フルオロベンジル) —H—インドールー三イール(ヒ・ニ・ミ・ミ・テトラ

メチルシクロプロピル) メタノン及びその塩類

九十一 「—(五フルオロベンチル) —H—インダゾールー三イール(ナフタレンー二イ

ル) メタノン及びその塩類

第一条中第七十七号を第六十八号とし、第七十一号から第七十六号までを十一号ずつ繰り下げ、第五十号を第八十号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十一 「—(ピロリジンー二イール) ヘキサンー一オン及びその塩類

第一条中第六十九号を第七十九号とし、第六十五号から第六十八号までを十号ずつ繰り下げ、第五十号を第七十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十四 N-(ナフタレンー二イール) —H—ベンチル—N-(ベンチル) —H—インドールー

三カルボニル) —H—インドールー三カルボキサミド及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十二号とし、第六十二号を第七十一号とし、第六十一号を第七十号とし、第六十号を第六十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十九 ナフタレンー二イール(—ベンチル) —H—インダゾールー三イール) メタノン及びそ

の塩類

第一条中第五十九号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六 ナフタレンー二イール(—(四フルオロベンジル) —H—インドールー三カルボ

キシラート及びその塩類

六十七 ナフタレンー二イール(—(五フルオロベンチル) —H—インダゾールー三カル

ボキシラート及びその塩類

第一条中第五十八号を第六十四号とし、第五十二号から第五十七号までを六号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十七 1-(三・四ジメタキシフェニル) —(エチルアミノ) ベンタンー一オン及びそ

の塩類

第一条中第五十号を第五十五号とし、第四十七号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十

六号を第五十号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十九 1-(三・四ジフェニルエチル) ピペリジン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十九 四-(三・四ジクロロフェニル) —七メトキシ—二メチル—二・三・四テトラ

ラヒドロイソキノリン及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十七号とし、第二十七号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十九 1-(四クロロフェニル) プロパンー二アミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十五号とし、第三十一号を第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 キノリンー八イール(—(五フルオロベンチル) —H—インダゾールー三カルボ

キシラート及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 N-(—アミノー三メチル—二カルボキサミド及びその塩類

チル) —H—インドールー三カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダンー二アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

「—(四クロロフェニル) プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含有する物

途元素又は化合物に化学反応を起こさせる用

途元素又は化合物に化学反応を起こせる用

告示

示

○法務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四十四条第二項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号(社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第二項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十五日

金融庁長官 細講 清史

法務大臣 谷垣 順一

財務大臣 麻生 太郎

百七十

スブイスラット

オランダ王国 アムステルダム市

オランダ王国 アムステルダム市

二一ウエゼイス フオ

「カス バンク エヌヴィー

二」を「カス バンク エヌヴィー

グワル 一百一十五